主な内容

第2回当所会員大会開催……1頁
企業共済加入促進強調月間…2頁
日商第28回通常会員総会……2頁
中小企業経営者セミナー……3頁
90周年記念標語きまる……4頁
職場安全チェックリストV…5頁
お知らせコーナー(催物)……6頁

商工うつのみや

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市旭町1—3,427
電話(3)3071～3074
編集兼発行人　金子浩蔵
印刷所　三共印刷㈱
電話(4)4106㈹
毎月20日発行 定価30円

第二回当会議所会員大会 盛大に開催される!!

去る十月八日午前十時三十分より、栃木会館小ホールにおいて、昨年に引き続いて〝第二回宇都宮商工会議所会員大会〟が、熱心な多数の会員並びに来賓名士、それに優良従業員の受賞者の方々を迎えて盛大に開かれ、大会議事で五大議案が万場一致で可決されるなど、厳粛の中にも意気のこもった本大会は午後〇時二十五分第一部を終了し、続いて楽しいアトラクションを行った。

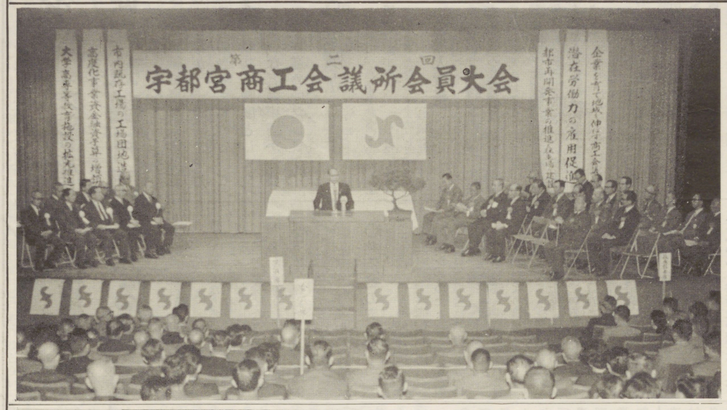

上・大会委員長（保坂会頭）挨拶
左・開会の辞を述べる荒牧副会頭

中秋にはめずらしくぐつついた天候も、当日は汗ばむぐらいの好天に恵まれ、嬉しくも意義深い本大会に花をそえ、自然にほころびる笑顔の中に明るい挨拶がかわされていた。

定刻、午前十時三十分、国歌に続いて小川事務局次長の開会を告げる声がマイクを通して流れる。

荒牧副会頭の荘重そのものの開会の辞に続いて、大会委員長として保坂会頭のすべて貴重な人生体験よりにじみ出た独特な話術で、きめこまやかしい経済環境の変化に切実な内容にあふれた開会の挨拶を終るころから、拍手も一段と高まり、大会のムードが盛あがっていった。

本年度十年以上勤続従業者は、事業所推薦総数五八八名の多きに達し、その表彰は各勤続年数ごとに選ばれた代表者の登壇に対して、保坂会頭より表彰状と記念品がそれぞれおごそかに手渡され、受賞者の永年の労苦を打ち忘れたようなこの日の晴姿に、会場からわれるような拍手が送られていた。

来賓多数を代表されて、栃木県知事、宇都宮市長ほか各界の代表の名士の方々から、当市商工業界の振興発展と会議所基盤の充実強化のために、貴重なご祝辞お言葉を頂く。続いて祝電披露の後、受賞者を代表して実に四十四年の永き歳月を勤務された㈱下野新聞社宮路鉄太郎氏より感激の答辞があり、場内、一瞬水を打ったような静かさになり、何か胸が熱くなるのを覚えた。

本大会の目的である議事の審議は、議長に保坂会頭をはじめ議長団に副会頭四氏を選出し、次のように当所の各部会の代表者より、提案事項に説対する明示行なわれ議長はそれぞれの問題に対してこれを諮った上、各関係方面に要望請願してその実現に邁進方を万場一致議決していった。

三十五年以上勤続の代表宮路氏に授与する会頭

議案

第一号議案　潜在労働力の雇用促進について
（木村商業小売部会長）
第二号議案　都市再開発事業の推進と駐車場の建設について
（大武交通運輸副部会長）
第三号議案　市内既存工場の工場団地造成について
（谷村工業部会員）
第四号議案　高度化事業資金予算の増額について要望
（竹石商業卸部会長）
第五号議案　大学・高専等教育施設の拡充推進について
（岩田文化部会長）

続いて石海副会頭が、本日の決議事項全般に対する解決促進方の〝宣言文〟を力強く朗読し、議長がこれを諮って万場一致の賛成となり、原案どおり議決され、会員二千有余名の生の声を結集すべく企図した当初の目的と成果を、十分に果たすことができた。

宣言

昨年九月以来の景気調整は、不況感なき景気調整といわれ、経済の実体は根強い拡大路線を歩んだが、国際収支は大きく改善され、去る八月公定歩合一厘引下げを契機として金融は漸次緩和の方向に進展し、下期の景況も引続き好調と予測される。

しかしながら、中小企業を取りまく内外の経済環境は資本の自由化、労働力需給のひっ迫、需給構造と市場条件の変化など構造的変動に直面して、きびしい環境にあり、これに対処して我々は一致協力英知を結集し、生産性向上をめざし経営の合理化、近代化に努力し、商工業の発展に努めなければならない。

また、会員を増強し、会議所基盤の充実強化に努力しなければならない。

会頭宣言文を朗読する石海副会頭

ここに第二回当所会員大会にあたり、すべての会員が業界発展のため決意を新たにして努力を誓うとともに、関係機関に対し左記問題の解決促進を要望決議した。

県並びに市、その他関係機関におかれては、我々の熱意を諒とせられ、これが実現に努力せらるるよう要請する。

記

一、潜在労働力の雇用促進
二、都市再開発事業の振興と駐車場の建設
三、市内既存工場の工場団地造成
四、高度化事業資金融資予算の増額
五、大学・高専等教育施設の拡充推進

以上宣言する。

昭和四十三年十月八日

最後に、上野副会頭の閉会の辞によって、多大な拍手のうちに意義ある本大会の第一部の幕が、午後〇時二十五分閉ざされた。

小憩後、舞台は変って第二部アトラクションの開幕となり、昼食に箸を進めながら〝漫才〟東京二・東京太、〝落語〟三遊亭金馬〝アクロバット〟ビック・フオーの皆さんの演芸風景に、和気あいあい、しばし憩いのひとときを共にすごして、午後一時三十分、すべてを無事終了して散会した。

議長団に選ばれた保坂会頭並びに高橋・荒牧・上野・石海四副会頭

小規模企業共済制度（略称 企業共済）

加入促進強調月間に入る！

企業共済につきましては、本紙で既報（本年五月二十日付第六〇号）しましたが、十月、十一月の二ヵ月が加入促進強調月間に当りますのと、この制度は企業主に対する唯一の共済制度として全国各地で好評を博していることなどの事情から要旨をお知らせいたし、加入をお進めいたします。

小事業主の安心を積立てる

〈企業共済Ⅴは？〉小規模企業の経営者が老後や不時の用にそなえて「安心を積立てる」一国のつくった特別の制度です。

小規模企業を営む商店主、工場主なども、企業共済Ⅴに加入しておれば、老後引退したり、会社を退職したとき、いわば「退職金」として有利な共済金が支払われ、安心して老後の生活を楽しむことができます。また不時の用もたしてくれます。

こうした利益があるうえ、税法上の特典があり、事業資金の融資の途も将来ひらかれております。小規模企業の経営者の中には、退職金の積立として、加入する方が非常にふえています。

つぎに、〈企業共済Ⅴの内容を紹介しますので、一日も早く加入されることをおすすめします。

○加入資格

加入できるのは、商店主、工場主はもちろん、理容、美容、飲食業などのサービス業、開業医、弁護士といった自由業など、加入対象法人の役員は、全員加入できます。

○掛金

掛金は月掛です。ひと月五〇〇円から五、〇〇〇円まで五〇〇円きざみになっています。掛金額は自由にえらぶことができ、途中からふやすこともできます。

○特典

税金が安くなります。企業共済の掛金は全額が所得税、住民税において所得控除になるからです。

また、共済金の支払いをうける権利は、差し押さえたり、担保に供することが法律で禁じられていますので、確実に支払われます。

○共済金の支払い

共済金は、つぎの場合に支払われます。

(1) 事業をやめたとき（会社等の法人役員の場合はその解散があったとき）

(2) 会社等の法人役員が疾病、負傷、死亡により役員でなくなったとき。

(3) 六五才以上で、二〇年以上掛金を払込んでいるとき。

このほか、親族に事業をゆずったとき、法人役員が疾病負傷死亡以外の理由で退職したとき、個人企業を会社に組織替したときにも準共済金が支払われます。

○共済金額

支払われる共済金の額は、五、〇〇〇円の掛金を払込んでいる方が事業をやめたとき、二〇年で二八〇万円、三〇年で六八〇万円になります。

○くわしいことは

〈企業共済Ⅴの運営は、全額政府出資の小規模企業共済事業団があたっています。

くわしいことは中部商工会議所電話(3)三〇七一―三へおたずねください。

（写真は、去る九月十三日、当所会議室において、各業種組合の代表者の方々に出席していただき小規模企業共済事業団の担当者による「企業共済」説明会の会場）

中小企業庁の明年度施策の方向

—特に小規模事業対策を中心に—

中小企業庁では、先ほど昭和四十四年度の予算要求（一般会計）を行なった。今回は、特に予算面金融面、税制面等あらゆる面から中小企業施策を効率的に実施することとし、その予算要求にみる対策の概況は次のとおりです。

中小企業庁所管一般会計予算額算要求額は三四九億八、一万円（43年度二七二億六〇百万円）で前年度比は一二八・三%となっています。

◎中小企業振興事業団融資の拡充等

中小企業者の高度化意欲の高揚にこたえ、工業団地、商業団地の建設、共同施設等の共同化協業化事業を強力に推進するため総事業量として八〇六億円を予定している。

◎下請企業対策の強化

機械工業等成長部門の下請等図

◎中小企業対策の拡充

流通部門の近代化を図り、物価の安定に資するため中小企業振興事業団を通じて、卸商業団地、ボランタリーチェーン等共同化、協業化事業を強力に助成する。また、流通近代化の推進に資するため、中小商業の調査を行なう。

◎指導事業の充実と組織化の推進

都道府県の総合指導所等による診断指導を充実する。このため診断指導員の増員（補助対象現員七六八名を二〇一名増）し政策診断の強化を図る。また都道府県および中小企業振興事業団による研修事業を充実する。

◎小規模事業対策の拡充

小規模事業対策を一層充実するため、経営改善普及事業を行なう。商工会および商工会議所における経営指導員の増員（指導員現員四、九七二名を二〇八名増、補助員員三、二六四名を六名増、計五、〇名増）および待遇改善を行なうとともに、大都市地区における経営改善普及事業の充実を図るため、それぞれの地区において経営指導員の手助けをする。

また、経営指導員の身分を明らかにし、指導上の便宜を図るため経営指導員手帳を作成し、全指導員に配付することとしています。

◎共済金の支払い

共済金は、つぎの場合に支払われます。

(1) 事業をやめたとき（会社等の法人役員の場合はその解散があったとき）

(2) 会社等の法人役員が疾病、負傷、死亡により役員でなくなったとき。

(3) 六五才以上で、二〇年以上掛金を払込んでいるとき。

このほか、親族に事業をゆずったとき、法人役員が疾病負傷死亡以外の理由で退職したとき、個人企業を会社に組織替したときにも準共済金が支払われます。

○共済金額

支払われる共済金の額は、五、〇〇〇円の掛金を払込んでいる方が事業をやめたとき、二〇年で二八〇万円、三〇年で六八〇万円になります。

○くわしいことは

〈企業共済Ⅴの運営は、全額政府出資の小規模企業共済事業団があたっています。

くわしいことは中部商工会議所電話(3)三〇七一―三へおたずねください。

日商 第28回通常会員総会開く

日商の表彰 当所より五氏が受彰

去る九月十九日、東商ホールにおいて、日本商工会議所第二十八回通常会員総会が、全国の企業および各界連合会等から、正副会頭、専務理事、事務局長など各所代表四一名と、所よりの保良会頭金子専務理事が出席の出席のもとに、盛大に開催された。

特に本年は、商工会議所制度九〇周年に当り、日本商工会議所会頭特別表彰があり、当所事務局次長の小川光夫さんが、二十五年以上にわたる功労をねぎられ表彰されました。また、通常の第二十八回表彰では、多年にわたり商工会議所に功労のあった方として、前副会頭・河合良一郎氏、同・小林洋氏、前常議員・小花米吉氏、前監事・故野中辰吉氏の四人の方々と共に永年勤続表彰として、二十年以上にわたり当所に勤務された方々一〇名が表彰されました。

政府の明年度財政経済政策に要望

本総会の議事の中で「政府の明年度財政経済政策に関する意見」が決定され、政府および国会に適切な措置を要望することとなった。その中で前号既報の当所の意見を提出した項目で、特に関係のあるものは次のとおりです。

一、明年度財政運営の基本方針

(1) 明年度一般会計予算の性格は、前年度が景気抑制型であったのに対し中立型とするものとし、予算規模の伸び率は四十四年度の名目成長率程度とすること。

(2) 税の自然増収は一兆円を上廻る経済指導員手帳を作成し、全指導員に配付することとしています。

(3) 政府資入れの米については、生産者価格と消費者価額を関連づけて同時決定すること。

なおこの場合、米の需給事情その価格に反映させる一方、非合理的な一切の政治加算を排除すること。

六、物価の安定

物価の安定は、経済の安定成長および民生安定の基礎条件をなすので、予算単年度化の排除、米価決定方式の改善、中小企業および流通部門の構造改善、近代化等について上記の諸施策を含む総合的な物価安定対策を強力に推進すること。また、政府および地方公共団体が管理する公共料金等については、極力合理化を進めることにより、その値上りを抑制するよう努めること。

府出資の小規模企業共済事業団に対する助成、配偶者控除に関する税の特別措置等を行なうこと。

四、地域開発の促進

(1) 都市再開発法の制定ならびに建築基準法の改正を速かに行なうとともに、市街地再開発事業および流通団地造成事業に対する助成措置を拡充すること。

(2) 地方の産業基盤整備を促進するため、地方財政に対する財源措置について特別の考慮を払うとともに、緑資自動車道、国鉄新幹線等の建設は計画の着合性とタイムリーな遂行を確保すること。

(3) 企業の地方分散を促進するため事業用資産買換特例制度を適宜地域または公害規模地域からの移転や商工業団地への移転等特定の政策目的に適合する場合について延長するとともに、工場建物および機械設備に対する特別償却制度の適用を拡大すること。

(4) 地域開発の効率化と経済実体の大型化に対応するためできるだけ早い時期に広域行政を実現すべきで、現行の府県制にとらわれない州制に移行すること。

五、食管制度の改革

(1) 米の間接統制に移行することを目標とし、食管制度の改革に勇断をもって臨むこと。

(2) 明年の産米については、明年度予算において、その需給上の見地から、政府買入数量およびその価格を示すこと。この際政府の米の需給操作に必要な数量とこえる数量について二重の価格を設けるなど、生産者が米を政府以外にも自由に売り渡すことができるようにすること。

(3) 政府買入れの米については、生産者価格と消費者価額を関連づけて同時決定すること。

なおこの場合、米の需給事情その価格に反映させる一方、非合理的な一切の政治加算を排除すること。

六、物価の安定

物価の安定は、経済の安定成長および民生安定の基礎条件をなすので、予算単年度化の排除、米価決定方式の改善、中小企業および流通部門の構造改善、近代化等について上記の諸施策を含む総合的な物価安定対策を強力に推進すること。また、政府および地方公共団体が管理する公共料金等については、極力合理化を進めることにより、その値上りを抑制するよう努めること。

中小企業分野においても、積極的に合同合併、協業化、共同化を促進するため、中小企業振興事業団を中心とする指導および助成を強化すること。この際、中小企業の規模範囲を拡大し、商業については資本金一億円以下、商業については資本金五千万円以下に拡大すること。

(5) 中小企業金融の強化および中小企業振興事業団事業の拡充

(ア) 政府関係中小企業金融機関に対する政府出資および財政投融資の両期的増額、近代化進展貸付、流通近代化貸付、小売業近代化貸付等特別貸付について、貸付枠の拡大、貸付利率引下げ、貸付期間の延長をはかるとともに、普通貸付についても限度額の引上げおよび貸付条件の改善を行なうこと。

(イ) 中小企業信用保険公庫に対する政府出資を大巾に増額し、保険限度額の引上げ、填補率引上げ保険料率の引下げを行なうこと。

(ウ) 中小企業振興事業団の事業量を飛躍的に増大せしめるため、これに対する政府出資および財政投融資の両期的増額をはかること。

(6) 小規模事業対策の改善充実

小規模事業者の経営基盤を近代化するため、経営改善普及事業の遂行に必要な予算の大幅増額を行なうこと。

三、労働力対策

(1) 賃上げが生産性向上に見合って行なわれるよう、積極的賃金行政を推進すること。

(2) 国および地方公共団体による中小企業従業員向け福祉センターの設置、公共の賃貸住宅の大量建設等一層推進すること。

(3) 公共職業訓練施設を拡充して、中高年労務者の再訓練転職訓練を推進するほか、中小企業の行なう職業訓練にできるだけ利用させること。また、事業内と公共とを問わず、養成訓練と三年程度の高等訓練および上級訓練とに分け、とくに高等訓練コースは中卒者が進んで受講するような名実ともに魅力あるものにすること。

(4) 主婦労働力の雇用促進のため、主婦に対する特別の紹介および短期職業訓練の実施、公共託児施設の拡充または民間託児施設に対する助成、積極的な税の特別措置等を行なうこと。

四、地域開発の促進

(1) 都市再開発法の制定ならびに建築基準法の改正を速かに行なうとともに、市街地再開発事業および流通団地造成事業に対する助成措置を拡充すること。

(2) 地方の産業基盤整備を促進するため、地方財政に対する財源措置について特別の考慮を払うとともに、緑資自動車道、国鉄新幹線等の建設は計画の着合性とタイムリーな遂行を確保すること。

(3) 企業の地方分散を促進するため事業用資産買換特例制度を適宜地域または公害規模地域からの移転や商工業団地への移転等特定の政策目的に適合する場合について延長するとともに、工場建物および機械設備に対する特別償却制度の適用を拡大すること。

(4) 地域開発の効率化と経済実体の大型化に対応するためできるだけ早い時期に広域行政を実現すべきで、現行の府県制にとらわれない州制に移行すること。

五、食管制度の改革

(1) 米の間接統制に移行することを目標とし、食管制度の改革に勇断をもって臨むこと。

(2) 明年の産米については、明年度予算において、その需給上の見地から、政府買入数量およびその価格を示すこと。この際政府の米の需給操作に必要な数量とこえる数量について二重の価格を設けるなど、生産者が米を政府以外にも自由に売り渡すことができるようにすること。

(3) 政府買入れの米については、生産者価格と消費者価額を関連づけて同時決定すること。

なおこの場合、米の需給事情その価格に反映させる一方、非合理的な一切の政治加算を排除すること。

六、物価の安定

物価の安定は、経済の安定成長および民生安定の基礎条件をなすので、予算単年度化の排除、米価決定方式の改善、中小企業および流通部門の構造改善、近代化等について上記の諸施策を含む総合的な物価安定対策を強力に推進すること。また、政府および地方公共団体が管理する公共料金等については、極力合理化を進めることにより、その値上りを抑制するよう努

中小企業経営者セミナー

熱弁のもと、盛況裡に終る

さる九月十七日午後一時三十分から当所第一会議室で行なわれた中小企業経営セミナーは、日本生産性本部視聴覚部長・鈴木彰氏を講師として招き、盛大にそして有意義に終りました。

このセミナーの内容は、かつてない形式のものであるとともに、得がたい内容でしたので、その要旨を集録し、参加しなかった方の参考に供したいと思います。

◇演題「これまでの経営とこれからの経営」

中小企業の経営者は、これから一般的にどのような理をとって事業を経営して行ったらよいだろか、私は、中小企業が今後たどると思われる道は、次の四つの型、つまり

①自然に陶汰されてゆく型

②大企業へと発展してゆく型

③規模は中小ではあるが、体質が劣らないように発展してゆく型

④大企業に追随して、中小企業として発展してゆく型

であります。

そして④は自主製品の開拓による方法であり、④は、自主技術の練習による方法であります。

しかし、②と③、③と④との組合せの経営はあり得ません。

早くうちに、どの型に入ってむかを決定すべき時期であります。

次に「これからの経営」でぜひ知っておかねばならないことは、

(1) 「世の中（環境条件）が変われば問題解決のためのやり方（手段・方法）を変えねばならぬ」ということ。

(2) 「競争の正体を知って、競争に打ち勝て」ということ。

つまり、新製品にはみな「寿命曲線」があると言うことを知らねばならない。「競争相手に先を越さないうちに、次の製品の研究段階にはいらなければ、どんなに良い商品でも売上げは低下するものであるということです。

次に、賃金の上昇率を考える前に、世界の主要国における「勤労者一人当りの生産性」を見ますと

米国	三四九万円
西独	一五七万円
英国	一一六万円
日本	八二万円

次に、一億円の売上高を上げるために、米国では一人に対し、日本では一〇四人を要している現状です。

次に賃金は企業の支払い能力によってきまるものでしょうか、それには

①毎年賃金の上昇率を見る

②売上高の上昇率はどうか

③利益の上昇率はどうかにより決定されなければならないということです。

次に「企業の景気の流れ」を図示してみますと、次表の通りです。それを見ますと、昭和二十年～二十二年頃までの戦後の虚脱状態の時代の売手市場から、現代の国際競争時代を迎え、生産増大となり買手市場へと移行し、技術革新の時代へ、そしてマーケティングの時代へと移行しつつあります。

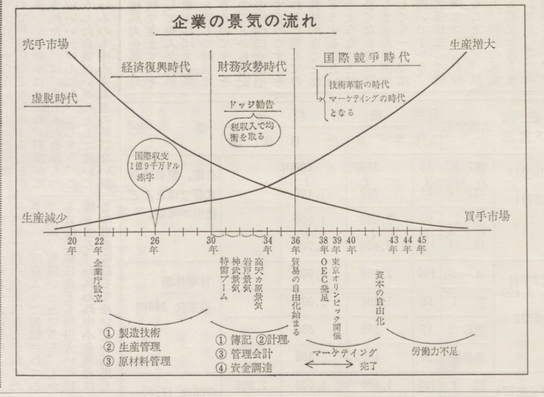

やりがいのある労働を

ソニー株式会社取締役厚木工場長

小林 茂

現在のソニー厚木工場に私が着任したのは、昭和二十六年であったが、当時、組合運動のほか、青少年従業員が仕事を嫌い、金銭欲にかられる自堕落さを見て悩んだ。

機械的労働と人間的労働

私は、このような驚くべき状態に直面した時、その対策について考えた。対症療法でなく、その本質的な療法がないものか……と。青少年の人間的な欲求にうまく適応させるにはどうしたらよいかということに起因する。その人間的悪いのでなく「仕事の与え方」が悪い。だからこの解決策としては、働らきがいの得られるような仕事に改めるべきだと思った。

近代産業における人間疎外性は今日はじまったことではなく、以前から問題にされていたが、この疎外感を除去するには、人間の前に設計された機構があり、従業員は命ぜられたとおりに働らく「単調的労働」を強いられることによる。人間は外からのエネルギーで働らき、取り換え可能の部品であって、それはしたがないことだとされていた。そこで、この点について従業員の心の中にキラキラとした旗を立て、自分のエネルギーで働らく「人間的労働」に変えることができるものかと考えた。

ところが人間は機械的労働（Job）のなかではすりつぶされ、人間的労働（Work）のなかでは不思議なほどに成長するという事実は、どこの会社でも見いだすことができる。つまり、どこの企業でも比較的レベルの低い働いている人と、ワーク的に働いている人がいるのであるが、成長する人は必ず後者であるが、成長する人は、トラブルメーカーであったり、理屈にむしばまれた人達は、トランジスタをつくるのはソニーのためだ。その代償として、自分は給料をもらっているのだ、と思いこんでいる。

それでは、こうなトランジスタもできるはずがなく、彼ら自身も成長しないトランジスタを作るのが、結局、会社のためにもならないことになる。

こういう形では、従業員の能力開発はできるはずがないのであって、多額の費用を使って、ずいぶんむだな勘定になるわけである。

いずれにしても、前述したように本人にやる気がなければだめであるが、つまり向上心はどこでつくられるかというと、職場のワークのなかでつくられるだから従業員の能力開発は、何よりもまず、労働をワークにすることが根本である。その中で向上心を培かわれた人が望むならば、十分に職場外の勉強の便宜を与えるのが本筋であろう。労働がレーバーのままでは職場外の教育をするものでなく、教育者マネジメントの問題であるともいえる。

従業員採用にあたっての考えは、一言で表現するなら、できるだけ学歴の低いもの（中学卒業者）を採用し、学歴の高いものは採用しないことにしている。

それでは、学歴の高い人の中に、やる気のある人がいないかというと、そうではなく、学生や従業員の学歴や会社にたいする反感は、多くの心のなさにたいするものであって、教育者マネジメントを改めることが先決である。それにより日本の企業は、技術革新に対応する能力を要素的に分解して教えることなのか。もし、他にもっと生きがいを感じさせてくれるところがあるとすれば、その会社にどんどん移って行ったらよい。そんな自信もなく、依頼心の強い従業員は、一生終始していくとしたら、あまりにも哀れであろう。これはマネジメントの問題であるとともに、本人の心掛けの問題でもある。

T・I社（テキサス・インスツルメント）の心理学者・ヒューズ氏は、その著「目標設定」のなかで「個人が自分自身と人の企業家と考えることが必要である」といっている。

ソニー厚木工場では、例えば生産目標を与える場合、その状況を明らかにし、状況のなかに住まわせて、みんなで問題の解決にあたるようにしている。

組織は独立した細胞の集まりのようにしており、各々の目標に照らして自らの計画を樹てる状態にしてある。

もちろん、それ以前にうまく計画が樹てられるように教育してある。

上役は助言者であり教師である。また、計画の実行中には、激励が必要であり、結果についての評価も大切である。

「人間は人間考課表」のもとにおいて「人間は人間考課表」のもとにおいて「単調的労働」のもとにおいて「人間は人間考課表」のもとにおいて「単調的労働」のもとにおいて

従業員の能力開発は、現在の企業にとって最重大な問題であるが、これについて私はいろいろ考えているが、これについて私の考え方としては、従来のマネジメントの考え方では、本質的に通用しない。

能力開発をセミナーとか講習会とかの、レクチャー形式による教育でやろうとする。それも一つの方法ではあるが、それよりも、職場の中で、上役と部下との間の人間関係を通じて、仕事を通じて、能力開発をやるべきだと思う。

従業員の能力開発については、従来のマネジメントの考え方と、従来の教育の考え方とでは、本質的に通用しない。

能力開発をセミナーとか講習会とかの、レクチャー形式による教育でやろうとする。それも一つの方法ではあるが、それよりも、職場の中で、上役と部下との間の人間関係を通じて、仕事を通じて、能力開発をやるべきだと思う。

従業員の能力開発については、従来のマネジメントの考え方と、従来の教育の考え方とでは、本質的に通用しない。

能力開発をセミナーとか講習会とかの、レクチャー形式による教育でやろうとする。それも一つの方法ではあるが、それよりも、職場の中で、上役と部下との間の人間関係を通じて、仕事を通じて、能力開発をやるべきだと思う。

人事院勧告にみる

民間給与の概要

人事院は、今年も八月十六日国会と内閣に対して、こととしの国家公務員の給与改訂に関する調査報告とこれに基づく勧告を提出したが、その際同時に「昭和四十三年職種別民間給与実態調査」の結果を発表しました。毎年発表されるこの調査結果は賃金に関する重要な資料として注目されていますので、以下その概要を紹介いたします。

調査対象は企業規模一〇〇人以上、事業所規模五〇人以上の全国から抽出した約六、八五〇事所（公務に類似する九一職種に従事する者四七万人）で、毎月給与、初任給、特別給（賞与等）通勤手当について調査しています。

〈毎月給与〉

本年四月分給与（時間外給与を除く）を調べたもののうち、一般的なものを拾ってみますと次のとおりです。

職種	平均年齢	給与	備考
支店長	47.8	129,782	50人以上の長
工場長	46.5	109,682	〃
部長（事務）	48.2	121,153	3課又は30人以上の長
課長（〃）	42.3	85,633	2課又は10人以上の長
課長代理（〃）	39.3	78,887	
係長（〃）	37.2	63,012	
主任（〃）	35.0	54,132	
係員（〃）	27.3	34,270	
和文タイピスト	25.6	28,440	
電話交換手	26.2	28,026	
乗用車運転手	38.1	47,757	
機械工作職組長	40.9	56,310	部下5人以上の長
機械工作一般工	30.8	36,454	
守衛	48.0	46,507	

〈初任給〉

本年四月現在の民間における新規学卒者の初任給は、大学卒二七、五五六円、短大卒二一、〇四六円、高校卒一九、六七五円、中卒一六、七五四円で、昨年よりおよそ大学卒で二、六〇〇円、短大卒で二、二〇〇円、高中卒二、一〇〇円の増加となっています。

〈特別給〉

昨年五月から本年四月までの一年間に民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次のとおりとなっています。

		職員	工員
平均給与月額	期間	39,641円	30,523円
	上下	40,270	31,297
特別給支給額	期間	79,787	48,743
	上下	105,214	59,368
平均給与月額に対する割合	期間	2.02月分	1.60月分
	上下	2.61	1.90
年間の平均		4.44月分	

宇南鉄工組合
経営改善懇談会終る

当所は、栃木県中小企業団体中央会のご協力を得て、去る九月十四日午後五時より九時まで宇南鉄工組合員十三名と懇談会を開催し、協同組合についての質疑とスライド「標準時間の決め方」を鑑賞し、参加者より好評を得ました。

〈通勤手当〉

民間事業所の通勤手当の支給状況は次のとおりです。

・支給額 九二・三%
・非支給額 七・七%
・金額支給制限額 三七・〇%
・金額制限額 五六・五%
・定額支給額 六・五%
・月平均支給額 二、三五八円

将来を安心して経営ができる小規模共済制度に加入しましょう

会議所制度 90周年記念標語きまる

日本商工会議所は各地商工会議所と共催で、商工会議所制度九十周年を記念して、会議所への理解と認識を一層深めるため、商工会議所をイメージアップする内容を盛り込んだ標語を募集した結果、次の十点にきまりました。これを契機に、今後は会議所の行事や機関紙など、機会あることに利用しPRをいたしますが、この標語で表現されているような商工会議所でよろしくお願いいたします。

入選標語

一　等　企業を育て地域を伸ばす商工会議所

二等一席　繁栄の進路をひらく商工会議所

二等二席　企業の目世界にひらく商工会議所

佳作

繁栄をみんなで築く商工会議所
企業をむすび世界をつなぐ商工会議所
会議所は商工世論の代弁者
会議所がひらく企業の新路線
会議所が世界へ伸ばす商工会議所
発展へ知恵を持ち寄る商工会議所
みんなの会議所みんなで利用

最近の特許関係とその私見

弁理士　堀田健蔵

すでにご存じと思われますが、特許庁の発表によると、特許・実用新案のまだ審査にかかっていないものが、昭和四十二年度末で、六十八万九千五百四十六件、即ち約六十九万件あるというのです。だいたい足かけ三年目に審査しているものが、だんだん遅れるので、特許庁も必死で審査する人の採用養成に手を打っているようですが、なかなか思うようにならないようです。

素人考えすると、人海戦術で解決できるように思うが、特許は慎重を要するので、簡単には行かないようです。

そこで考えだしたのが、

一、出願の早期公開（出願後一年半で公開）

二、審査請求制度の採用

簡単に申して、早く公開して同様なものがわかるから、その中からさらに審査して登録したいものだけ別に請求するというのです。これは私見ですが、よい制度だと直感しました。とかく自分と同様なものが、あるかないかが一年半後にわかるし、それによって製作し初めてよいか、どうかもわかる。また、権利を売るにも都合がよいでしょう。何れにしてもよい制度だと思いました。

ところが、私は今発明して特許を出願してみました。そして出願審査のことも来てみると、前の意見は変って来ました。

何故かと申すと、一年半で公開されたとすると、特許にならないのは誰が作っても、また売っても よいのですから、私の公開された特許出願がよいとなって、大企業に見付かると、大量に製造する。それを審査請求して特許出願公告となるまでには二三年かかる。それをさらに引延す合法的方法もあるから、それをやると四五年のびる。その間に大企業はもう許されて特許のおりる頃には、別のものに改良されている。

こうなると発明者は可哀想だ。これについては特許庁も、特許法改正の委員会でもいろいろ議論が得られないらしい。

たとえ、新しくできた規則がこれらのことをうまく解決していたとしても、大組織のところは新技術を早く知るというよいところがあります。大企業は特許に対して力を入れて、特許関係の人が三十人、五十人というのもあるようです。

こうして、大企業は次々と改良して行くから、発明者や中小企業者は押さえられるようになります。

月平均の労働費用

金融保険・卸・小売・サービス業

労働省では、このほど使用者が労働者を雇用するのに生ずるすべての費用を「労働費用」の金融保険・卸・小売・サービス業における調査結果を発表しました。

この調査は、三〇人以上の規模の約四、〇〇〇事業所を対象に行なったもので、労働費用の範囲は①現金給与総額、②退職金等の費用、③現物給与の費用、④法定および法定外福利費、⑤募集費、⑥教育訓練費、⑦その他となっています。

四十一年における労働者一人一カ月平均の労働費用は、**金融保険業**で**四万八、四七二円**、**卸売・小売業**で**四万九、一七四円**、**サービス業**で**四万八、一七四円**となっています。

各産業とも現金給与総額の割合が八六～八七%で圧倒的に高く、次いで法定外福利費が各産業とも五%台を占め、法定外福利費が四%となっています。退職金等の費用は二～三%台で比較的割合が低く、これら三費用以外は、いずれも一～二%台にとどまっています。

それでは、どういうふうにしたらよかという私見を記してみると、

一、中小企業者は結束して発明情報センターを設ける。

二、そして必要な発明情報を流してもらう。

関係あるドンナ小さな発明でも忘れず出願する。

これが主要なことです。

今は群雄割拠の時代です。力がなければとうとチョコに、押込まれます。

今までは特許庁の審査にたより過ぎていましたが、今度は自分で判定し、裁判する時代に移りつつあります。そうなると企業はひとつの機械を発明すると、それを他の人がまったく手を出せないように特許や実用新案を出すようになります。いやもう、それをやって いるのです。そして大企業は大きな力にものをいわせて、利益を独占にかかります。

しかし、発明は大企業がやるとは限りません。

申しますが、それは実際には個人がやった集りなのです。ですから小企業の人でも大発明をすれば、結局大企業に対抗できます。それでまず幾人かが結束すれば大企業と同じで対抗できるのです。そのことから前記の①②③を提唱するのです。それらに関しての具体的なことはどうするかというようなことは長くなるので記しませんが何れにしても一人では弱いですから、大勢結束して情報センターを作ることです。以上、特許の現状と私見を書きましたが、特許の関係は第一、三の金曜日に商工会議所にお出下されば詳細申上げます。

（商工会議所発明相談係）

当所の星事務局長が退職いたしました

当所の事務局長として、満六年一カ月の長期にわたり、会議所の事業活動のために、立派なご活躍を頂いていた星敏雄さんが、このたび停年に達し本月一日付を以て円満に退職されました。

皆さんの星さんに対しましてのようではないか。

なおついでで恐縮だが、当所において、貸会議室がどこにあるか、日曜、祭日利用可能かどうか料金関係を調査の上、発表願えれば幸甚と存じます。

（宇都宮市大工町　坂本　仁）

・当所にとりまして、たいへん結構なご投書をいただきましてありがとうございました。今後とも、ぜひご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、ご依頼の件の当市内の貸会議室について、特に会議に適した貸室を調べましたので、お知らせいたします。（左表）

今日迄のご厚情に対し厚くお礼を申しあげますと共に今後ともよろしくご交誼の程をお願い申しあげます。

（退職の挨拶をする星事務局長）

名称及び貸室時間	所在地及び電話	会議室名	収容人員	使用料金 半日	使用料金 全日	使用料金 夜間	備考
栃木会館 9.00～17.00	塙田町357 (2)8211	第7.8.9.12.13.14	15～35	300円～700	600円～1,400		日曜、祭日は挙式等でほとんど使用不可能。
		第1.2.4.5.6.10.11	90～150	2,000～2,600	4,000～5,200		
栃木県婦人会館 9.00～17.00	旭町2丁目3,420 (4)5522	ホール	160	2,000	4,000		日曜休館 湯茶代 300円
		第1	50	1,000	2,000		
		第2.3	15	300	600		
		講義室	30	400	800		
栃木県保健福祉会館 9.00～21.00	戸祭元町374 (2)8526	第1	120	1,600	3,000	2,000	夜間は17.30～21.00 茶持参で湯の使用無料
		第2	36	800	1,500	1,000	
		第3	27	700	1,200	900	
中央会館 9.00～21.00	旭町2の3,433 (4)4151	会議室	50	2,000	3,500	2,000	昼夜通し 4,200円
栃木県教育会館	本町1の10 (2)2955	ホール	340	(9.00～17.00) 2,500	(17.00～22.00) 3,300	(9.00～22.00) 5,800	日曜祭日は1割増
みくら山会館 9.00～19.00	塙田町504 (2)8211	会議室	90	1,400	2,400		2時間 1,200円 全日は4時間以上
	〃		60	1,400	2,400		
宇都宮専門店会館	伝馬町2の8 (4)2395～7	ホール	100	9.00～21.00 1時間約 50人 500円	約 100人 1,000円		18.00より2割増
宇都宮優良店会館	旭町2の3,422 (4)5732	会議室	50	1,500	3,000	3,000	夜間 17.00～21.00
朝日生命ビル6階ホール 9.00～16.00	千手町174 (3)7647			9.00～12.00	13.00～16.00	9.00～20.00	昼夜通しのみ夜間使用可 茶持参で湯の使用無料
		A・B	80	1,500	2,000	6,000	
		A＋B	200	2,500	3,500	10,000	
明治生命ビル 9.00～20.00	池上町3008 (2)4295	5階ホール	150	時間同上 2,500	時間同上 3,000	時間同上 8,000	日曜・祭日500円増 昼夜 1,000円増
栃木県商工会館 9.00～17.00	塙田町349 (2)5064	第1	120	1,700	3,400		冷暖房料金、茶湯料金別 日曜、祭日の割増なしで使用可
		第2	80	1,500	3,000		
		第3	35	800	1,600		
		特別	24	1,300	2,600		
宇都宮商工会議所 9.00～21.00	旭町2の3427 (3)3071～3			半日	全日	夜間	日曜、祭日は2割増 会議所会員は2割引 湯の準備あり
		第1.2.3	50	800	1,200	960	
		大会議室	150	1,600	2,400	1,920	

声

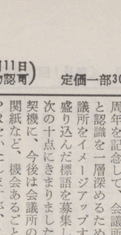

商工会議所のヒット

われわれ中小企業者のなやみの種になっているものの一つに十名くらい常に集まれる会議室が当所会館建設に踏み切ると聞く、その時こそ、市民のためにはまた中小企業者のための小会議室を十分考慮して日曜、祭日、夜間が利用出来るよう願いたいものである。

商工うつのみや六四号によると「当所二階の会議室をご利用ください」と写真入りで掲載されてあったが、有難いことである。しかも日曜、祭日なども利用大いに結構とある。われわれ中小企業者はこの恩典に浴してせいぜい利用し、現金給与以外の費用での格差が目立っています。特に二産業を通じて大きな規模別格差は、教育訓練費、衣服・表彰費、住居費、医療保険費などがあります。

一方小規模が大規模を上廻っているのは募集費、文化・体育・娯楽に関する費用などとなっています。

とんどないが、卸・小売・サービス業（百人以下）は大企業の六～七割の水準となっており、現金給与以外の費用での格差が目立っています。特に二産業を通じて大きな規模別格差は、教育訓練費、衣服・表彰費、住居費、医療保険費などがあります。

一方小規模が大規模を上廻っているのは募集費、文化・体育・娯楽に関する費用などとなっています。

因の一つにもなっていると考えてみると誠に恐ろしいことだ。

私は三年来、市当局へ市民会館設置を呼びかけて来たが、敷地その他の問題等で日の目を見ることが出来ないが、いつかは市民会館建設に踏み切ると聞く、その時こそ、市民のためにはまた中小企業者のための小会議室を十分考慮して日曜、祭日、夜間が利用出来るよう願いたいものである。

商工うつのみや六四号によると「当所二階の会議室をご利用ください」と写真入りで掲載されてあったが、有難いことである。しかも日曜、祭日なども利用大いに結構とある。われわれ中小企業者はこの恩典に浴してせいぜい利用し、七割の水準となっており、現金給与以外の費用での格差が目立っています。特に二産業を通じて大きな規模別格差は、教育訓練費、衣服・表彰費、住居費、医療保険費などがあります。

一方小規模が大規模を上廻っているのは募集費、文化・体育・娯楽に関する費用などとなっています。

因の一つにもなっていると考えてみると誠に恐ろしいことだ。

私は三年来、市当局へ市民会館設置を呼びかけて来たが、敷地その他の問題等で日の目を見ることが出来ないが、いつかは市民会館建設に踏み切ると聞く、その時こそ、市民のためにはまた中小企業者のための小会議室を十分考慮して日曜、祭日、夜間が利用出来るよう願いたいものである。

商工うつのみや六四号によると「当所二階の会議室をご利用ください」と写真入りで掲載されてあったが、有難いことである。しかも日曜、祭日なども利用大いに結構とある。われわれ中小企業者はこの恩典に浴してせいぜい利用し、

秋の味覚〈フルーツ〉

果物の魅力は、何といってもそのみずみずしい色香と、自然の甘味、酸味が入りまじった新鮮な味わいにあります。

特にみかんや柿には、ビタミンC・Aが多く含まれているので、生のままで味わうことが素朴な、そして本来の味わい方といえましょう。

日本は熱帯地方のように、年中同じ果物しかロに入らないというのではなく、四季さまざまの変化に富んだその味をたのしむことができます。それに日本ほどバラエティに富んでいる国は少ないでしょう。最近では、アメリカ、ヨーロッパと肩を並べるくらいに、暮しの中に果物が多くとり入れられ、食生活を豊かにし、健康や美容にも欠かせないものになりました。

「天高く馬肥ゆる秋」―果物を大いに楽しんでいただきたいものです。

工場安全のための職場安全チェックリスト

―その五―

酸素アセチレンガス熔接作業のチェックリスト

酸素とアセチレンガスを混合させて、その焔の高熱を用いて鉄板類を溶接したり溶断したりする作業に関連する災害は、近年その作業の頻度が多くなったことと、その作業場周辺の複雑化によっていちじるしく増えており、また大災害の原因ともなっています。

溶接（以下溶断を含む）作業に関連する爆発災害の代表的なものは、アセチレンガスが漏洩してこれが爆発性ガスを生成し、他の火源により爆発する場合と、溶接作業場の周辺にある揮発し易いガスや蒸気は当然性の物質に溶接の火花や高熱が作用して爆発又は火災を起こす例です。今年、造船所でいくつかの大爆発や火災が起りましたが、いずれも溶接作業が関連しています。

現行法令は、アセチレンガスはカーバイドに水を加えて発生させるアセチレン発生器があり、この発生器のガスを溶接に使用するという今日ではすでに古い方式に対する規制が中心となっています。これは吹管（バーナー）を握って溶接作業を行なう個の危険性については不十分な規制です。今日のように溶解アセチレンや発生器から遠く離れた場所までパイプを設備しておき、その先で作業を行なうようになると災害の起こる危険性はアセチレン発生装置よりもむしろガスを使用する個に移ってきています。

この点について、現行のアセチレン発生装置の取扱主任者の業務にだけ技能免許の義務があるのをパーナの取扱者に対しても何等かの規制を行なうべきであり、そのような動きも現にあります。ここでは、発生器側でなく、パーナを握って溶接作業を行なうことに関連する災害防止のチェックリストを作ってみました。

◎作業者

1、溶接作業者は指名された者か現行の規則では、アセチレンガスの発生装置の取扱い主任者は、国家検定ろう技能免許を持った人を置かなければならないとされていますが、分配アセチレンや溶接作業者はこの制限はおよびません。しかし、すでに述べたように吹管を握って溶接作業を行なう者の不安全動作によって起こる災害が多いので、溶接や簡単な溶断作業を行なう者は少なくとも管理者がその能力をチェックして指名した者以外の者には作業させてはいけません。

◎作業者の服装

2、作業服は適正か、特に油じみはついていないか。適正なしか、光度めがねを使用しているか。

3、手袋、前掛、手甲、足カバー等決められたものを使用しているか。

4、服物は適正か。（安全靴等）

5、溶接作業者におのずから適正な服装の基準があり、しゃ光眼鏡など作業に応じ必要とする保護具も分かっているから、このチェックリストでは適正なとか、必要なという言葉を使っているが、その点は、前掲の作業服装の点検リストを参照して下さい。特に眼鏡を使わずに作業している者を見かけますが、これは改めさせなければなりません。

◎作業場所

6、近くに、引火物、爆発物、燃物をおいてはいないか。

7、加熱、振動、衝撃等を受けおそれのある場所ではないか。

8、適当な消火器が備えているか名古屋の造船所の船内で火災が起こり一五名の犠牲者を出した事例は読者の記憶に新しいことと思いますが、この災害発生の場所は一方ではウレタンホームという燃え易い材料で断熱工事を行なっていたところで、火災の原因となった火源が溶接の火花であった証拠はつかめていませんが、溶接の火花が火源となる可能性は十分考えられます。また、ある造船所で船の燃料タンクからにじゃ光眼鏡とする保護具を取り付ける溶接を行なっていたところ、その火花でタンクに滞留していたガスが爆発したという笑えない事実もあります。溶接作業にかかる前には、作業による熱および火花が、どの範囲におよぶものかを考え、鉄板の裏側に何があるか、風向きはどうであるかを作業者が事前に入念な点検を行なうように習慣づけなければなりません。そして、このことが確実に行なわれているかを否かを確認し、不十分な点があれば作業を中止して安全であることを確認しなければなりません。

前述の船内火災で一五名も死亡するという大きな被害を出したのには、いろいろな原因がありますが、そのなかの重要な一つに、火災発生の場所に適当な消火器がなかった。したがって初期消火の措置がとられなかったことがあげられます。溶接作業の場所には、必ず溶接者が自由に使いこなせる消火器の準備をしておくことが必要です。

（以下次号へ）

あなたの職場に退職金を！

≪中小企業退職金共済制度≫

有　利

掛金は、損金又は必要経費として扱われ、全額免税です。

また、3年以上掛けると退職金に国庫補助金がつきます。

安　全

法律によってもうけられた中小企業退職金共済事業団が運営に当るので退職金の支払は絶対安全で確実です。

融　資

加入しますと、従業員の福利厚生施設設置のために必要な資金の融資をうけることができます。

○制度のあらまし

加入できる範囲
常用の従業員数が三百人以下の事業所。

加入する場合
加入するかどうかは事業主の自由ですが加入する場合はすべての従業員を加入させるようにしてください。

お申し込み
申込書に申込金を添えてお近くの金融機関の窓口へお申し込みください。
申込用紙は金融機関の窓口に用意してあります。
申込金は、申し込んだ月分の掛金に充当されます。

掛金と払い込み
掛金は従業員一人月二百円以上二千円までの間で、各従業員毎に事業主がきめます。
掛金は、事業主の負担で毎月分を翌月末までに金融機関に払い込んでください。

退職金の支払
退職金は、従業員が退職したとき直接その従業員に支払われます。

お問い合わせ
くわしいことは、県労政課、労働事務所もよりの商工団体、金融機関にお問い合わせください。

中堅管理者講習会開催

県、市、当所共催を以て左記のとおり講習会を開催いたしました。

記

一、とき　十月十五日、十六日の日十時より十五時まで

二、ところ　県商工会館

眼で見る移動教室実施される

今年の当所主催一眼で見る移動教室」は、去る九月二十五日、四十四名の参加で東京品川区の武蔵小山商店街と八日市場市の武蔵野の見学を実施しました。

武蔵小山商店街は、戦後結成された急速に発展してきました。昭和二十九年に東京都モデル組合となり、アーケード化や完全舗装など各種事業を行なって、商店街の模範となっている同商店街の共同広告や共同駐車場の見学は、今後の商店街振興発展に参考となる点が多かったと、また、商店従業員訓練実施方法なども見聞してきました。

次回も奮ってご参加ください。

セールス技術講習会盛況裡に開催される

さる九月十二日、当所大会議室にて、午後一時三十分から午後八時三十分までの長時間にわたって日本事務能率協会、経営管理センター指導部長、高橋伸幸氏によって開催された。

内容は、全てセールスマンとして心得ておくべきことがらだけに一七五名の聴講者は熱心に聴講され、有意義なうちに、正味六時間の講義が終了した。

国の制度ですが当所中小企業相談所で取扱います

宇都宮手形交換高（単位　千円）

年	月	手形枚数	金額
前年同期		434,545	3,359,524,845
不渡手形			
年	月	手形枚数	金額
前年同期		1,134	1,051,218,000

宇都宮手形交換所加盟銀行預金貸付高

年	月	預金	貸付
四十三年	九月	2,505,805,000	2,505,805,000
前年同期		2,505,805,000	2,505,805,000

宇都宮市中小企業融資振興会融機設備資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十三年	九月	申込分	3	3,000,000
		承認分	3	3,000,000
前年同期		申込分	6	7,000,000
		承認分	6	7,000,000

宇都宮市中小企業融資振興会施設改善資金及び従業員宿舎建設資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十三年	九月	申込分	2	2,000,000
		承認分	2	2,000,000
前年同期		申込分	1	1,000,000
		承認分	1	1,000,000

宇都宮市中小企業融資振興会小口資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十三年	九月	申込分	19	12,000,000
		承認分	15	9,500,000
前年同期		申込分	14	8,500,000
		承認分	11	6,500,000

店舗の新築・改装は経験豊富で技術優秀な信用ある事業所で!!

ユニークなデザイン・誠実な施工
総合店舗設計施工は
株式会社 明和工芸
宇都宮市松原1丁目2番8号
TEL（0286）2―7511

魅力ある店舗は
繁栄への近道です！
■お気軽にご相談下さい
店舗綜合設計施工の
有限会社 オオミヤ
宇都宮市川向町 799
TEL(4)8982

店舗内装施工
各種看板施工
有限会社 巴工芸社
宇都宮市1条4丁目1の1 TEL(3)1911

昭和43年10月20日　（毎月1回20日発行）　商工うつのみや　（昭和43年4月11日 第3種郵便物認可）　定価一部30円　第65号（6）

お知らせコーナー

「かしこい消費者展」開催のお知らせ

当所は宇都宮市・宇都宮市計量普及協会等と共催で、業者及び業者団体等のご協力を得て「かしこい消費者展」を下記により開催するため準備中でありますからご期待下さい。

記

一、日時　十一月十六日より十八日まで　毎日午前九時半より午後五時半まで

二、場所　東武デパート五階ホール

三、主な内容　計量器の変せん、買物クイズなど　出品品目は菓子、米菓、干菓及び細工品、佃煮、漬物、味噌、石材及細工品、布帛玩具、装身具、葉書、郷土民芸品、座敷箒、県足利市さくら百貨店産酒、盆栽（八房松）などで即売を行ない、大谷石細工の実演も会場で行ないました。

第九回宇都宮物産観光展開催

当市の物産と観光を広く県南両毛地区に紹介宣伝し、販路拡張と観光客の誘致を期するため、去る十月十五日より六日間足利市さくら百貨店において、第九回宇都宮物産と観光展を開催しました。

〝賃金問題を主として〟労務管理講習会並びに研究会を開催

初任給の上昇にともなう在職者賃金との不均衡の調整をどうするか、さらに、企業の適正な賃金の検討は、労働力の獲得とならび、近時重要視されていますので、来たる十一月十一日午後一時より、当会議所において、賃金管理の権威になっておられる賃金労務管理研究所長古川昇先生を招き、「適正人件費と賃金対策について」の演題で、講習会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

なお、当日は引続き午後三時半より、当市における労務管理上の問題点について、栃木労働基準局監督課係官を囲み、研究懇談会を開きます。

参加ご希望の方は、当所相談所電(3)三〇七三へ十一月五日までにお申しこみください。無料です。

小規模事業者のための講習会開催

このたび、日本商工会議所の巡回講演会が、当所並に県連主催で次の要領により開催いたしますので、奮って御出席下さいます様お願い致します。

開催要領

一、**趣旨**　財務は、企業活動の中心部であり、又金融対策にしても、財務を理解していなければ、充分にその効果を挙げ得ません。依ってこの「財務と金融」について核心に触れ考えて見たいと思います。

二、**主催**　宇都宮商工会議所・日商工会議所・栃木県商工会議所連合会

三、**とき**　昭和43年10月23日(水)午後六時2九時

四、**ところ**　当所2階会議室

五、**演題**　マーケッテングにおける財務と金融対策

六、**講師**　早稲田大学　教授　原田俊夫氏

七、**対象**　経営者及び財務担当者

〝文化講演会〟が開かれます

・日時　十一月五日(火)　午後六時開場　同六時半開演（入場無料）
・会場　栃木会館大ホール
・講師　野坂　昭如氏　生島　治郎氏　三好　徹氏
・主催　株式会社文芸春秋
・後援　宇都宮青年会議所
・協賛　宇都宮市　宇都宮商工会議所
・〃

栃木県の工業をみよう!!

明治一〇〇年記念　第三回　栃木県伸びゆく工業展

《近代〝とちぎ〟の原動力》

とき　●昭和四十三年十月二十四日～三十日（七日間）　午前九時三十分～午後四時

ところ　●宇都宮スポーツセンター（入場無料）

主催　●栃木県／栃木県開発公社／宇都宮市街地開発組合／小山市街地開発組合／栃木新聞社／足利市街地開発組合／栃木新聞社

※入場者にカラーテレビなど豪華賞品の当る抽せん券を差し上げます。

まちがいやすい印紙税

昭和四十二年七月一日から、印紙税法が大幅に変わりました。そこで、日ごろ比較的多くつくられる文書について、まちがいやすいと思われる点を中心に解説しましたので、ご参考にしてください。

印紙税は、不動産売買契約書、金銭借用書、手形、委任状、領収書、家賃通帳、判取帳などの文書を作ったときにかかる税金です。

そして一般的には、このような文書を作った人が定められた金額の印紙をはり、消印して納めることとなっていますが、とくに次の諸点については注意が肝要です。

◇注意しなければならない点◇

一、契約書の写しなどであっても印紙税がかかる場合がある。

たとえば、不動産の売買契約書で、契約書双方の署名なつ印があるなど、原本と認められるのは単に写しの表示をしても「不動産の譲渡の契約書」として印紙税がかかる。

二、はじめに不動産売買契約書を作り、登記の際に、さらに売渡証を作った場合には、いずれも「不動産の譲渡契約書」となる。

三、文書の標題がたとえ念書または覚え書となっていても、その内容により印紙税のかかる文書にあてはまる場合は必要です。

四、借入金の受取書であっても、返済期限や利率などをあわせて書いていると、単なる受取書ではなく、「消費貸借契約書」となる。

五、土地賃貸借契約書および土地賃貸借証書などは、「賃貸借契約書」ではなく「土地の賃借権の設定契約書」となる。

六、土地の賃貸借契約書に賃貸料（地代）が記載されることがあるがこれは契約金額に該当しない。

七、会社が社員に社宅を貸す場合に作る社宅使用許可書は、有償のときは「賃貸借の契約書」に、無償のときは「使用貸借の約書」にあたり、いづれも必要です。

八、はじめの請負金額を、途中で変更するための請負金額変更契約書は、「請負契約書」となる。

九、手形金額の記載のない手形は金額を記載したとき、記載した人が印紙を納めることとなる。

十、振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除かれる）で引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者が、その手形を作ったものとして印紙税を納めることとなる。

十一、単なる物品注文書は、印紙をはる必要はないが、見積書に基づく注文書で、契約の成立などを証明するものは、「物品の譲渡契約書」となる。

十二、受取書とは、金銭または有価証券を受け取ったことを証明する証書であるが、請求書などに「相済」、「了」など書いたものも、受取の事実を証明するものであるから「受取書」となる。

十三、はじめに名刺の裏などを利用して仮受取書をつくり、あとで本受領書をつくる場合であってもどちらも「受取書」となる。

十四、家屋を貸すときに、貸主が借主に出す敷金受取書も「受取書」となる。

十五、家賃通帳、地代通帳、判取帳などの帳簿で、一冊を一年以上にわたって使用する場合は、第一回の付込みから一年を経過した後の最初の付込みをするときに、再び帳簿を作成したことになる。したがって、そのときに再び印紙をはることになる。

◇こんなときは三倍の過税が◇

印紙をはって印紙税を納めなければならない文書に、はり忘れた場合、または消印をしなかった場合には、はり足りない額の三倍に相当する額（または消印してない額に相当する額の過怠税がかかるから、十分注意する必要がある。

なお、過怠税の額が五百円に満たない場合でもその額は最低五百円になる（印紙税しおりより）

印紙税について、もっと詳しくお知りになりたいときは、もよりの税務署（間税課）へお気軽にお立ちよりください。

オフ・シーズン

旅は気楽な一人旅…孤独の好きな人はこれに限る。最愛のご仁と行く、これもまた結構。

いずれにせよ、都会の雑踏理塵から離れ、静寂と安らぎを求めて旅に出たい気持は誰も同じと思う。

しかし、交通機関の発達や自動車工業の伸展にともない、シーズン中はどこの温泉郷も山荘も満員御礼、雑は都会なみ。景色を楽しみ安ならぐところかかえても出費も疲労も大にして、得るところ無しとなる。

そこで、オフ・シーズンの話となる。

紅葉で有名な渓谷なんかは、まだ寒しづかさという言葉の本当の季節に行く。山も静かさの残る新緑の意味が、たとえ季節が違っても、身にしみてわかる気がする。

水も青く、静寂の中でぼんやりしながら、いまみている青葉を紅葉におきかえてみる。

空想の中で秋は黄金色に輝いてみるみる山も川も色をかえていく、これがいいじゃありませんか？雪の中の温泉、これもしかり。雪のやさしい音以外にはなんにも聞えない。

「しづかさや岩にしみいる蝉の声」有名な芭蕉の一句ですが、このえは、

（写真はスキーのメッカ、谷川岳スキー場のオフ・シーズン）

店舗の新築・改装は経験豊富で技術優秀な信用ある事業所で!!

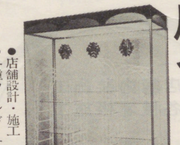

新しい店づくり,

●店舗設計・施工
●各種ウインド・ケース
スーパースタンド製作
●サンヨー・ケース代理店

イノマタウインド

宇都宮市平出町・産業道路際／(61) 0555

新式スーパー商品台

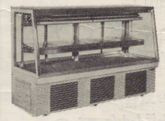

シヨーウインドー アルミケース

店舗装飾●ウインドー●設計施行
ガラス●日軽アルミサッシ●鏡販売

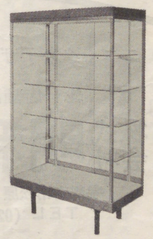

セントラル硝子・旭硝子・日本板硝子

株式会社 ほていや商店

陳列ケース 人形ケース　第一営業所 宇都宮市千手町180 TEL ④3321㈹

板硝石・売台 ガラスブロック 店舗設計施行　第二営業所 宇都宮市今泉町873 TEL ③5090 ③6887 ④6516

鏡・名入鏡 デスプレー　第三営業所 TEL ④4832

〝税の無料相談開設〟十一月一日(金)・当所二階第二会議室・税理士総奉仕の日です。お気軽においでください。